

2004年9月議会

2004年9月22日（火）

スポーツ健康広場設管条例改正案（管理代行）等についての少数意見の報告

日本共産党 藤木くにあき

留保した少数意見について報告いたします。

今回の管理代行について、社会教育委員の会議、総合体育館運営審議会ですな十分な検討がおこなわれていないと判断できるという意見です。

教育委員会の説明でも、今回の件について社会教育委員の会議には説明をしていないとのことでした。

総合体育館運営審議会には2002年8月30日以降5回の協議をしているということでしたが、庄原市総合サービス株式会社が設立されたのは2004年1月20日のことであり、今回の構想についての審議は、2004年8月19日の運営審議会しか考えられないことなどがその理由となっています。

条例案には、指定管理者の選定基準について、「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること」となっていますが、その判断基準が、具体的に示されていないという意見です。

このことは、点目に報告した、十分な検討がおこなわれていないことからくるものだと考えられます。

指定管理者は株式会社であり、必要な情報を公開させる保証がないという意見です。

先日の、庄原市総合サービス株式会社の経営状況についての報告に対し、現場代理人の経験年数を質したところ、「契約上、庄原市に通知する義務を定めていない」として答えられなかったことがその理由となっています。

以上のような理由から、合併を目前に控え、性急に事をはこぶべきではないという意見です。以上で、少数意見についての報告といたします。